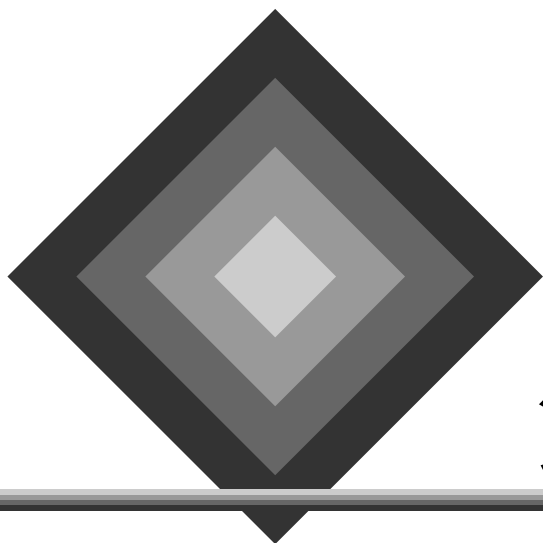




第5章

介護保険サービス等の見込み 及び介護保険料の算定

第5章 介護保険サービス等の見込み及び介護保険料の算定

1 介護保険サービス等の見込み

(1) 被保険者、要介護認定者等の見込み

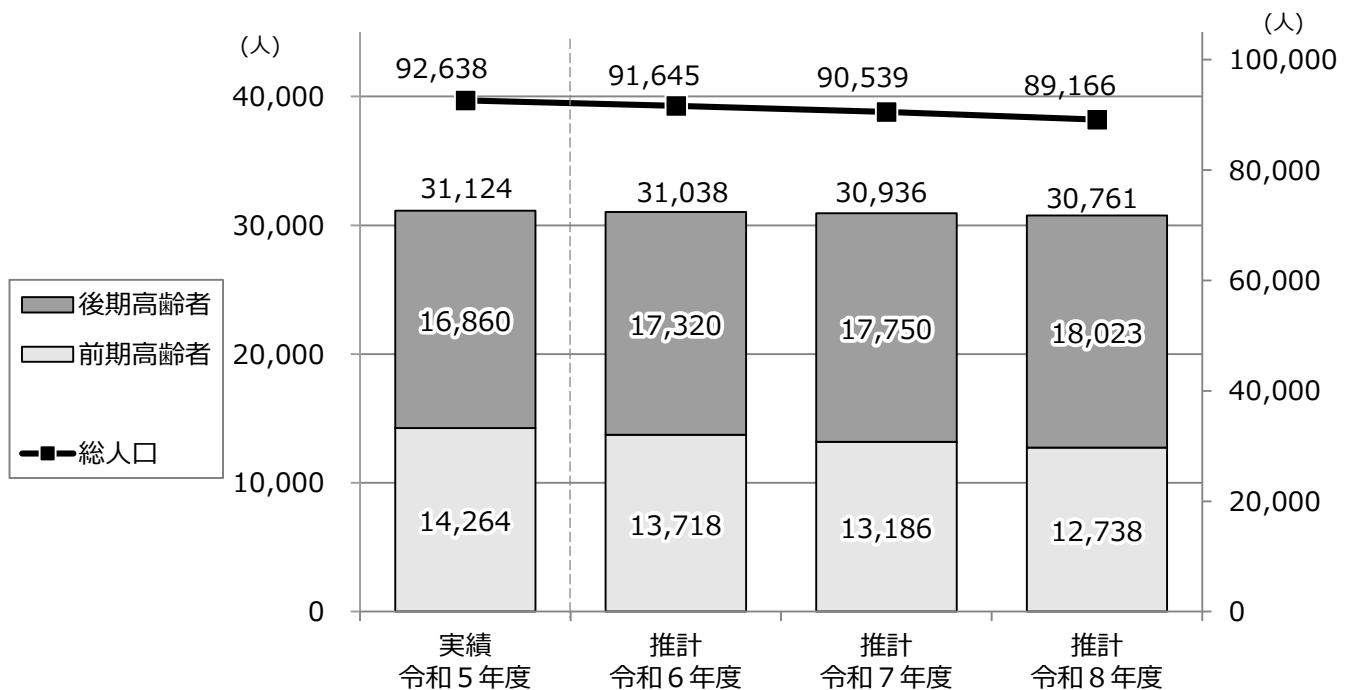
ア 人口・高齢者人口（第1号被保険者）等の見込み

総人口は、現在の減少傾向が今後も続くものとみられ、令和8年度には89,166人となり、3年間で3,472人減少するものと見込まれます。

一方で、総人口の減少傾向に対して高齢者人口は、令和5年度の31,124人から徐々に減少傾向となり、令和8年度には30,761人となるものと見込まれます。

高齢化率は上昇を続け、令和8年度には34.5%になるものと見込まれます。

【人口・高齢者数等の見込み】



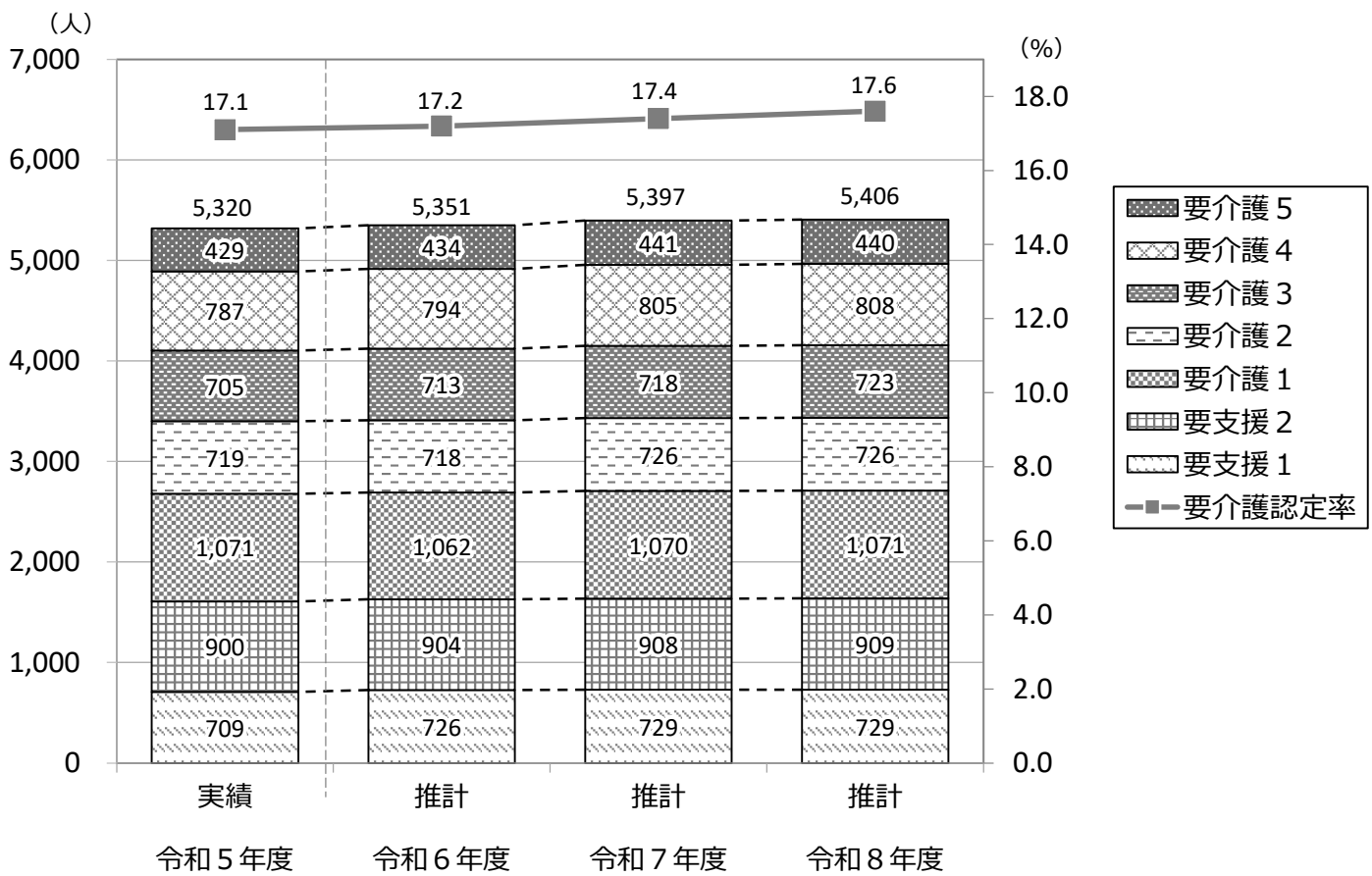
高齢化率	33.6%	33.9%	34.2%	34.5%
後期高齢者の割合 (75歳以上)	18.2%	18.9%	19.6%	20.2%
前期高齢者の割合 (65歳～74歳)	15.4%	15.0%	14.6%	14.3%

イ 要介護（要支援）認定者の見込み

要介護（要支援）認定者は、令和8年度には5,406人、要介護認定率は17.6%になるものと見込まれます。

要介護（要支援）認定者の令和8年度までの要介護度別の構成比は、要介護2以下の軽度層、要介護3以上の中・重度層いずれも大きな変化なく推移すると見込まれます。

【要介護度別認定者数・認定率の見込み】



(2) 介護保険サービス量の見込み

ア 居宅サービス量の見込み

居宅サービス量については、高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数の推計を基に、これまでの利用実績や基盤整備などを考慮した上で、サービスごとに見込みました。

【1月当たりの介護予防サービス量の見込み（要支援1・2）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	(回)	3	3	3
訪問看護	(回)	630	641	641
訪問リハビリテーション	(回)	380	380	380
居宅療養管理指導	(人)	51	52	52
通所リハビリテーション	(人)	116	111	111
短期入所生活介護	(日)	285	291	298
短期入所療養介護	(日)	0	0	0
福祉用具貸与	(人)	655	653	652
特定福祉用具購入	(人)	15	16	19
住宅改修	(人)	13	15	15
特定施設入居者生活介護	(人)	61	62	75
介護予防支援	(人)	762	741	736

【1月当たりの居宅介護サービス量の見込み（要介護1～5）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	(回)	9,615	9,835	9,984
訪問入浴介護	(回)	97	97	97
訪問看護	(回)	1,949	1,993	2,022
訪問リハビリテーション	(回)	504	517	530
居宅療養管理指導	(人)	270	277	284
通所介護	(回)	8,655	8,692	8,727
通所リハビリテーション	(回)	2,780	2,830	2,843
短期入所生活介護	(日)	5,357	5,398	5,430
短期入所療養介護	(日)	93	93	93
福祉用具貸与	(人)	1,195	1,207	1,214
特定福祉用具購入	(人)	18	19	19
住宅改修	(人)	16	16	17
特定施設入居者生活介護	(人)	144	148	189
居宅介護支援	(人)	1,888	1,949	1,980

イ 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービスである「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）」については、必要な利用定員の総数を定めています。

また、計画期間中にサービス開始予定の「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が増加するものと見込みました。

【地域密着型サービス（施設・居住系サービス）の必要利用定員総数】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	(人)	171	171	171
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	116	116	145
合 計		287	287	316

【1月当たりの地域密着型サービス量の見込み（要支援1・2）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	(回)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(人)	13	14	14
認知症対応型共同生活介護	(人)	1	1	1

【1月当たりの地域密着型サービス量の見込み（要介護1～5）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	19	19	19
地域密着型通所介護	(回)	2,079	2,101	2,121
認知症対応型通所介護	(回)	327	348	358
小規模多機能型居宅介護	(人)	83	83	84
認知症対応型共同生活介護	(人)	146	146	146
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	116	116	145
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	27	28	28

ウ 施設サービス量の見込み

施設サービスについては、計画期間中にサービス開始予定の「介護医療院」が増加するものと見込みました。

【1月当たりの施設サービス量の見込み（要介護1～5）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	(人)	519	519	519
介護老人保健施設	(人)	373	373	373
介護医療院	(人)	207	243	243

(3) 地域支援事業の量の見込み

地域支援事業の見込み量については、利用実績などを総合的に考慮して、次のとおり見込みました。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

【1年当たりの介護予防・生活支援サービス事業の見込み量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	(人)	2,592	2,644	2,697
訪問型サービスA	(人)	1,456	1,485	1,515
訪問型サービスC	(人)	15	15	15
通所介護相当サービス	(人)	10,091	10,293	10,499
通所型サービスA	(人)	875	893	911
随時型・集合型通所サービスC	(人)	30	50	60

【1年当たりの介護予防ケアマネジメント事業の見込み量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント	(件)	8,546	8,717	8,891

【一般介護予防事業の見込み量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
さんちゃん健康体操	(人)	13,000	13,260	13,464
ケアマネジメント支援訪問	(回)	70	70	70
高齢者介護予防有償ボランティア	(人)	518	541	564

イ 包括的支援事業（社会保障充実分以外）及び任意事業

【包括的支援事業（社会保障充実分以外）の見込み量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター相談延件数	(件)	27,001	27,672	28,097
地域包括支援センター主催 ケアマネジャーの情報交換会等	(回)	5	5	5
権利擁護(虐待防止・成年後見) 支援者研修会	(回)	1	1	1

【任意事業の見込み量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター等養成	(人)	1,400	1,400	1,400
家族介護支援事業参加者数	(人)	446	454	463
認知症高齢者等靴ステッカー	(人)	95	94	93
紙おむつ購入費助成*	(人)	661	681	694

* 紙おむつ購入費助成の人数は任意事業(要介護3～5 本人非課税)対象の人数

ウ 包括的支援事業（社会保障充実分）

【包括的支援事業（社会保障充実分）の見込み量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思決定支援研修会	(回)	3	3	3
生活支援コーディネーター	(人)	6	6	6
認知症の本人の集い	(回)	48	48	48
認知症カフェ	(回)	137	137	137

(4) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み

第9期計画の介護保険料算定の基礎となる標準給付費及び地域支援事業費は、次のとおり見込みました。

3年間の標準給付費の見込額は約293億8,668万円、地域支援事業費の見込額は約22億3,125万円となり、合計で約316億1,793万円となります。第8期計画と比較して0.74%の増加となっています。

【標準給付費の見込み】

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費(ア)+(イ)	8,990,592	9,214,591	9,467,197	27,672,380
その他のサービス給付費(ウ)	566,016	571,545	576,740	1,714,301
合 計 (標準給付費)	9,556,608	9,786,136	10,043,937	29,386,681

【地域支援事業費の見込み】

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援 総合事業	419,318	431,377	436,271	1,286,966
包括的支援事業及び任意事 業(社会保障充実分以外)	203,890	207,971	212,134	623,995
包括的支援事業 (社会保障充実分)	105,395	106,381	108,512	320,288
合 計	728,603	745,729	756,917	2,231,249

【介護給付費の見込み】

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス	2,881,980	2,913,755	3,046,838	8,842,573
地域密着型サービス	1,371,783	1,382,154	1,480,600	4,234,537
施設サービス	4,046,225	4,220,387	4,220,387	12,486,999
その他	383,462	388,049	395,011	1,166,522
合 計 (ア)	8,683,450	8,904,345	9,142,836	26,730,631

- ※ 居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与
- ※ 地域密着型サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ※ 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- ※ その他：特定福祉用具購入、住宅改修、居宅介護支援

【予防給付費の見込み】

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防サービス	226,021	228,913	242,334	697,268
地域密着型介護予防サービス	16,714	17,857	17,857	52,428
その他	64,407	63,476	64,170	192,053
合 計 (イ)	307,142	310,246	324,361	941,749

- ※ 介護予防サービス：介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与
- ※ 地域密着型介護予防サービス：介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ※ その他：特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防支援

【その他のサービス給付費の見込み】

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
特定入所者介護サービス費等給付額	339,253	342,481	345,711	1,027,445
高額介護サービス費等給付額	198,146	200,033	201,919	600,098
高額医療合算介護サービス費等給付費	22,122	22,477	22,543	67,142
審査支払手数料	6,495	6,554	6,567	19,616
合 計 (ウ)	566,016	571,545	576,740	1,714,301

2 介護保険料（65歳以上）の算定

（1）介護保険料を算定するに当たっての諸要件

介護保険事業の運営費は、標準給付費や地域支援事業費に要する費用です。

一方、その財源は、国、県、市の負担金、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

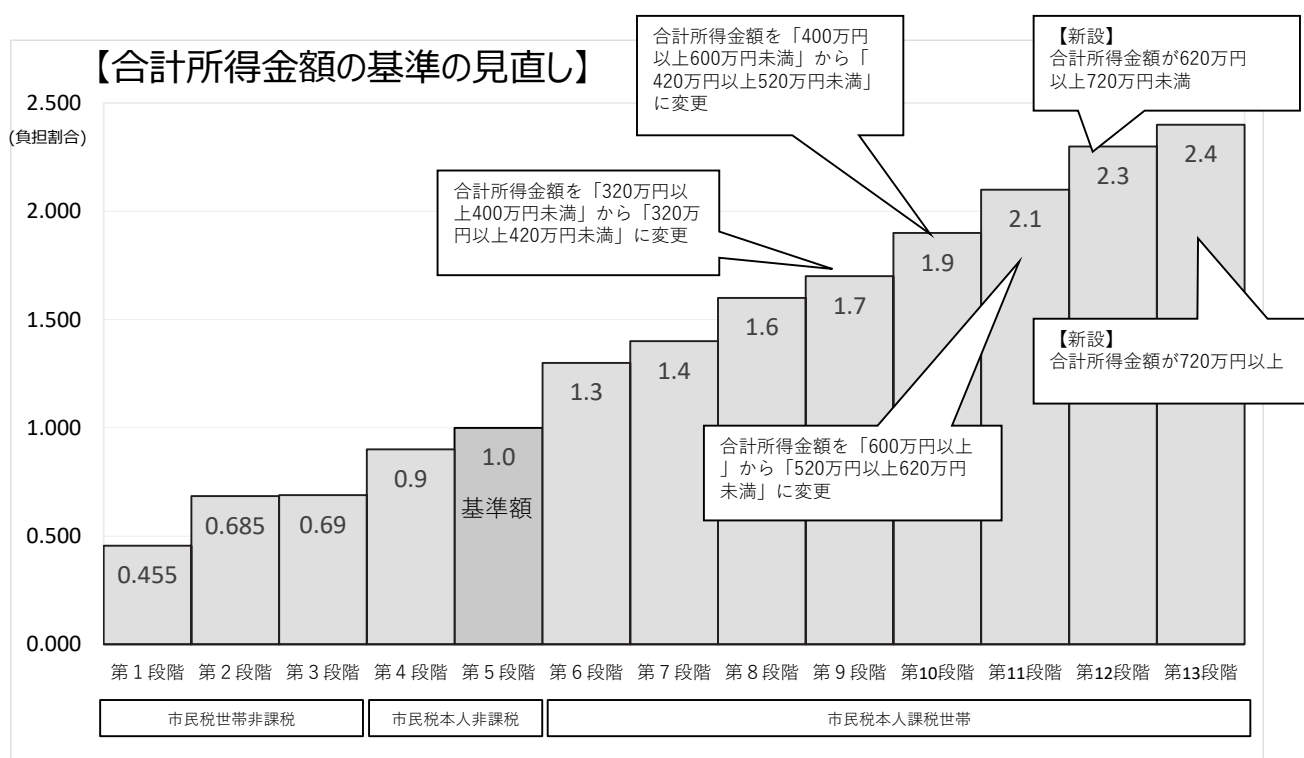
標準給付費等の第1号被保険者の保険料負担割合は第8期と同じ23%となっています。

介護保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金の一部を取り崩し、第1号被保険者の保険料負担分に充当することとします。

（2）介護保険料の所得段階及び合計所得金額の基準の見直し

国の保険料算定に係る標準段階及び基準所得金額の見直しに伴い、所得段階数及び合計所得金額の範囲について見直しを行いました。内容は、第9段階を「320万円以上420万円未満」に、第10段階を「420万円以上520万円未満」に、第11段階を「520万円以上620万円未満」に変更しました。

また、所得水準に応じた保険料設定を行うため、国の標準に合わせ13段階とし、12段階「620万円以上720万円未満」及び13段階「720万円以上」を新設しました。



(3) 基準月額保険料の設定

ア 基準月額保険料

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の基準月額保険料額は、5,819円となります。

イ 所得段階別の年額保険料

実際の保険料は、年額で定めます。令和6年度から令和8年度までの年額保険料は、次の表のとおりです。

【所得段階別の年額保険料】

所得段階	所得区分	保険料算出方法	年額保険料※
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	- 生活保護受給者 - 老齢福祉年金受給者 - 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方	基準額×0.285 (基準額×0.455) 19,900円 (31,800円)
第2段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485 (基準額×0.685) 33,900円 (47,800円)
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間120万円を超える方	基準額×0.685 (基準額×0.69) 47,800円 (48,200円)
第4段階	本人が 市民税非課税 世帯員が 市民税課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の方	基準額×0.9 62,800円
第5段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年間80万円を超える方	基準額×1.0 69,800円
第6段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.3 90,800円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.4 97,800円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.6 111,700円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7 118,700円
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9 132,700円
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1 146,600円
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3 160,600円
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4 167,600円

※ 年額保険料 = 基準月額保険料額 × 12月 × 負担割合 (100円未満四捨五入)

※ 合計所得金額 = 地方税法上の合計所得金額 - 土地建物の譲渡所得特別控除額
- 公的年金等に係る雑所得 (第1段階から第5段階の非課税者のみ)

※ 第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

ウ 低所得者の保険料の軽減措置

平成27年4月から、消費税等を財源とする公費による低所得者への介護保険料の軽減が行われています。国の保険料算定の見直しに伴い、低所得者の標準乗率及び最終乗率はさらに引き下げられました。

これにより、第1段階の年額保険料は31,800円から19,900円、第2段階は47,800円から33,900円、第3段階は48,200円から47,800円に軽減されています。